

令和4年9月26日改訂

★受検者が18歳未満の場合は保護者等の連絡先をご記入ください。

1. 受検者の情報 すべて記入してください（保護者氏名、続柄については18歳未満の場合のみで可）

受検理由を証する書類等の提示が必要です。

©2014 大阪府もずやん

裏面に続く

3. 確認事項（下記内容を確認し、☑を記入してください。）

- ☐ 検査結果が陽性の場合、下記A～Cについて理解しています。
- A.（受検者全員）症状がない場合は医療機関の受診を控え、自宅療養をすること
- B.（受検者全員）原則、保健所へ発生届の提出がされないこと
- C.（①～③に該当しない方）大阪府陽性者登録センターへの登録は受検者自身が行うこと
- ① 65歳以上の方 ② 新型コロナ治療が必要な重症化リスクがある方 ③ 妊婦の方
- ☐ 検査結果が判定不能となった場合、陰性として取り扱うことはできないことを理解しています。
- ☐ 上記項目につき、虚偽がないことを証するとともに、本申込書及び検査結果についての情報は、必要に応じて大阪府に報告される場合があることに同意します。
- ☐ 大阪府が必要と認め、本事業の適正執行を確保するため、ワクチン接種の有無について、ご記入いただいた氏名・住所・性別・生年月日の情報に基づき、市町村に照会を行ったときは、市町村がワクチン接種歴の有無について回答することがあることに同意します。
- ☐ 検査機関等へ本申込書に関する個人情報を提供することに同意します。
- ☐ 検査結果通知書の不正な改ざん及び使用をしないことに同意します。
- ☐ 検査結果が「判定不能」であった場合などを除き、1日に複数回受検しないことに同意します。
- ☐ （受検者が18歳未満の場合）保護者等の同意を得て、受検します。

※1：ご申告いただいた内容が虚偽であることが判明した場合、検査費用の負担を求めるほか、

大阪府が必要と認める措置を講じる場合があります。

※2：次回の検査申込に当たっては、PCR検査等の結果通知書等の有効期間が検体採取日＋3日及び

抗原定性検査（簡易キット）の結果通知書等の有効期間が検体採取日＋1日とされていること等も

踏まえ、前回の検査から経過した日数等を考慮の上、申込を行うようお願いいたします。

◆ 検査実施事業者記載欄（該当する箇所に☑）

本人確認	☐ 運転免許証	☐ 健康保険証	☐ マイナンバーカード
	☐ 学生証	☐ その他（ ）	
定着促進事業の場合の受検目的確認書類	定着促進事業は現在実施しておりません。		

※下記の内容は、実績報告に必要です。

対象事業	☐ （ア）VTP等（定着促進事業） （原則、抗原定性検査） ☐ （イ）一般検査事業		
住所	☐ 大阪府内在住 ☐ 大阪府外在住〔（ア）VTP等（定着促進事業）のみ〕		
検査方法	☐ PCR検査等	☐ 抗原定量検査	☐ 抗原定性検査（簡易キット）
検査結果	☐ 陰性（－） ☐ 陽性（＋） ☐ 判定不能	☐ 陰性（－） ☐ 陽性（＋） ☐ 判定不能	☐ 陰性（－） ☐ 陽性（＋） ☐ 判定不能
結果通知日			

備考